:解体 • 売却等

1. 公共施設再配置 計画書 P 183 (前期 10年) の一覧の中で見直すもの

(3) 高齢者福祉施設の機能統合

①施設の基礎情報

	施設類型	施設規模・建物					利用・運営状況(令和3年度)					
施設名		敷地面積	延床面積	建築年	経 過 年	大規模改修	更新期(建	施設概要	利用者	歳出	歳入	備考
		(m^2)	(m^2)		(R4 現	期(建築後	築後 60 年)		(人)	(千円)	(千円)	加与
					在)	30年)						
高齢者健康会館	高齢者福							(1 階) 事務室、交流室、浴室 A・B、				
やすらぎの家	祉施設	971. 29	976. 14	1995	27	2025	2055	談話室、軽運動室、食事室、トイレ	7, 213	9, 822	1, 075	
		971. 29	970.14	(平成 7)		(令和7年)	(令和 37)	(2階)集会室、相談室、活動室 A・				
								B・C 倉庫A・B、湯沸室、トイレ				
老人憩の家水晶	高齢者福			2004		2034	2064	事務室、デイルーム、くつろぎサロ				
苑	祉施設	992. 69	624. 20	(平成 16)	18	(令和 16)	(令和 46)	ン、トイレ、浴室、健康相談室、大広	9, 374	9, 555	1, 439	
				(+μ, 10)		(11/11/10)	(77 44 40)	間、ラウンジ、談話室				
高齢者温泉交流	高齢者福	1 204 50	777. 02	1992	30	2022	2052	事務室、活動室、トイレ、浴室、フロ	13, 760	19, 742	9 117	
館	祉施設	1, 284. 58 777. 0		(平成 4)	30	(令和 4)	(令和 34)	r	13, 700	19, 742	2, 117	

②見直しの内容

見直し前(現行の計画を要約したもの)

前期← (2016(平成 28)〜← 2025(令和 7)年度)←	中期↓ (2026(令和8)~↓ 2035(令和17)年度)↓	後期↓ (2036(令和18)~↓ 2045(令和27)年度)↓			
高齢者健康会館 (やすらぎの家)					
老人憩いの家 水晶苑					
高齢者 温泉交流館					

●再配置の手法、時期、位置の考え方

高齢者健康会館(やすらぎの家)、老人憩いの家水晶苑、高齢者温泉交流館は、3 施設の大規模改修の時期を踏まえ、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度まで に拠点となる位置において統合を図る。

●再配置後の面積削減の考え方

再配置後の面積は、各施設の入用人数及び利用状況などを勘案し、施設規模を見込み、利用者数に見合う施設規模を確保することにより、面積削減を図る。

- 再配置前 施設数=3 延床面積 2,400 m²
- ・再配置後 施設数=1 延床面積 1,600 ㎡



見直し後



再配置の実施時期は未記載

●再配置の手法、時期、位置の考え方

高齢者健康会館(やすらぎの家)、老人憩いの家水晶苑、高齢者温泉交流館の3か所の高齢者福祉施設の利活用の方針については、令和4年度に設置した「高齢者福祉施策のあり方審議会」の検討結果を踏まえて、決定していく。

●再配置後の面積削減の考え方

削減なし(ただし、令和4年度に設置した「高齢者福祉施策のあり 方審議会」の検討結果を踏まえて、決定していく。)

③見直しの理由

●近年の人口減少や、DXの推進、新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の生活習慣の変化等、市民を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、高齢者への福祉サービスも時代に沿ったものに見直す必要がある。

また、高齢化が進む中で社会保障費の増大も続いており、高齢者行政を持続可能とするためには、自助、共助、互助、公助のバランスの見直しが必要である。

このため、令和4年度から「高齢者福祉施策のあり方審議会」を設置し、「高齢者福祉施設に関する事項」を含め、高齢者福祉施策全般のあり方を検討していくこととなった。

参考:伊豆の国市高齢者福祉施策のあり方審議会

- 1. 審議会の概要について
 - (1)審議会設置の目的

伊豆の国市において、社会情勢に対応した高齢者福祉施策を推進するため。

- (2)任 務
 - ア 市長の諮問に応じ、高齢者福祉施策に関する事項について調査及び審議すること。
 - イ 高齢者福祉に関連する事項について意見を述べること。

具体的には、以下の①~⑤について、事業内容の検討及び事業評価を行う予定である。

- ① 在宅高齢者福祉推進事業に関する事項
- ② 在宅高齢者外出支援事業に関する事項
- ③ 長寿祝い事業に関する事項
- ④ 高齢者福祉施設に関する事項
- ⑤ その他の高齢者福祉施策のうち、検討を要する事項(新規事業等を含む)

(3)組織

審議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。(任期2年)

- ア 識見を有する者
- イ 高齢者関係団体の代表者
- ウ 市内で活動するボランティア団体の代表者
- エ その他、市長が必要と認める者
- (4) 諮問内容の概要

「高齢者福祉施設に関する事項」を含め、高齢者福祉施策全般のあり方について諮問する。

④公共施設劣化状況調査の結果(令和3年度)

	構造部	部位・設備別劣化度					
名称	劣化度	(1)屋根・屋上	(2)外壁	(3)内部	(4)電気設備	(5)機械設備	
高齢者健康会館やすらぎの家	В	С	В	С	В	В	
老人憩の家水晶苑	В	В	В	В	В	В	
高齢者温泉交流館	В	В	В	С	В	В	

●評価基準

◆構造部劣化度・部位設備劣化度 A=概ね良好

B=部分的に劣化(劣化の状態が全体の過半数を超えない)

C=広範囲に劣化(劣化の状態が全体の過半に発生)

D=早急に対応する必要がある(既に機能損失している)

●評価結果

◆構造部はB判定、部位・設備別劣化度は一部C判定であることから、躯体としては引続き使用できるが、部位・設備等は修繕等の対処が必要となっている。